

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年7月31日以降順次、健康保険証は使えなくなります。



# マイナ保険証が資格確認書



で医療機関・薬局にて受付をしてください。

## マイナ保険証 の利用を ご希望の方

- 利用登録済み** ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。  
の場合  
**未登録**の場合 ▶ 医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。  
※マイナポータル等でも登録できます。

## マイナ保険証を お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に**資格確認書**が交付されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

## マイナ保険証の 利用が困難な方

ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に**申請すれば資格確認書が交付されます**。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、**申請しなくても資格確認書が交付されます**

## ＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

**0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平 日：9時30分～20時00分  
土 日 祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの  
健康保険証利用について  
もっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために

**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare